



第65回全国蒲鉾品評会（展示会：平成25年2月27日）の様子

### CONTENTS

水産加工資金法令等の改正について.....	2
	漁政部 加工流通課
第16回ワシントン条約締約国会議の結果について.....	5
	増殖推進部 漁場資源課
回遊魚.....	7
	漁政部 水産経営課長 斎藤伸郎
平成25年3月分のプレスリリース.....	8

# 水産加工資金法等の改正について

漁政部 加工流通課

去る平成 25 年 3 月 30 日に水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 7 号）が公布・施行されましたので、その概要についてご説明いたします。

## 1. 水産加工資金法の意義と概要

### (1) 水産加工業の概要

水産加工業は、平成 22 年現在、約 3 兆 1 千 5 百億円の出荷額と 218 万トンの生産量（表 1）を有し、国内漁獲物の 4 割強を占める最大の仕向け先（表 2）であり、漁業と車の両輪を担うものとして漁業経営の安定と水産資源の有効利用に寄与しています。また、練り製品、塩干品、缶詰等の多様な製品を一年を通して安定的に供給することで国民の豊かな食生活の形成に貢献するとともに、全国 9 千弱の事業所において、約 17 万人を雇用（表 3）し地域経済の大きな柱となっています。

その経営については、原材料費が出荷額の 6 割を超え、原材料の安定確保が重要な課題です。また、水産加工業は、従業員 300 人未満の事業所が全体の 99.7%、20 人未満の事業所が 73.6% と中小・零細規模が圧倒的多数を占め、一般の金融機関からの多額の設備投資資金の調達が困難な場合が少なくありません。

このような特徴を有する水産加工業に対して、水産加工業施設改良資金融通臨時措置法（昭和 52 年法律第 93 号。以下「水産加工資金法」という。）に基づく（株）日本政策金融公庫による長期低利融資の措置が講じられています。

表 1 水産加工業の生産量と出荷額

	H10	H15	H20	H21	H22
生産量（万トン）	314	256	233	222	218
出荷額（億円）	41,250	33,341	34,259	32,464	31,451

資料：農林水産省「水産物流通統計年報」、日本缶詰協会「缶詰時報」  
日本水産油脂協会「水産油脂統計年報」、経済産業省「工業統計表」

表 2 我が国で漁獲された水産物の仕向け先

生産量	生鮮・冷凍	塩干、くん製、 その他	缶詰	飼肥料
4,297	1,909	1,709	201	478

4 割以上

資料：農林水産省「H 23 食料需給表（概数）」

表 3 水産加工業の事業所数と従業員数の推移

	H10	H15	H20	H21	H22
事業所数	11,639	9,867	8,816	8,770	8,621
従業員数(千人)	211	188	176	173	170

資料：経済産業省「工業統計表」

表 4 水産加工事業所数の推移

従業員数規模	事業所数		H22/H12 (H12=100)
	H12	H22	
1～3人	1,875	1,887	100.6
4～9人	4,377	2,497	57.0
10～19人	2,003	1,964	98.1
20～49人	1,881	1,525	81.1
50～99人	551	488	88.6
100～299人	260	238	91.5
300人～	22	22	100.0
全 体	10,969	8,621	78.6

資料：経済産業省「工業統計表」



## (2) 水産加工資金法の意義・概要と改正経緯

水産加工資金法は、国際的な漁業規制の強化や我が国周辺水域の資源水準の低迷といった事情に起因する加工原材料の供給事情の悪化や外国産水産加工品の輸入増大という水産加工業をめぐる厳しい状況に対応して、水産加工業の体質強化と近海資源の有効利用を図るため、(株)日本政策金融公庫が水産加工品製造施設の改良、造成、取得に必要な資金を長期・低利で融通することを内容とし、有効期間5年間の時限立法となっています。

水産加工資金法は、昭和52年に制定されています。これは、当時米国及びソ連により北洋に漁業水域が設定され、北洋漁業とその関連業種が大打撃を受けたため、その対策の一環として、すけとうだら等の北洋魚種を原料とする水産加工業者に対し原料魚や製品の転換を促すとともに、水産加工業の体質強化を図ることが必要であったからです。

その後、①米ソのみならず各国による漁業水域の設定、②国連海洋法条約による公海の漁業規制、③我が国周辺水域の資源減少、④世界的な水産物需要の増大、といった事情が逐次発生し、原材料供給の悪化及び水産加工品の輸入増大による国産との競合激化が見られたため、資金内容を見直しつつ、昭和58年、63年、平成5年、10年、15年、20年と6回にわたり延長を行ってきました。

なお、水産加工資金は、平成20年度から平成24年度12月末時点での5年弱の延べ実績として、融資件数147件、融資金額216億円となっており、大変多くの水産加工業者の方にご利用いただいているところです。

## 2. 法律改正の概要

### (1) 法律の有効期限の延長

水産加工資金法は、本年3月31日に有効期限を迎えることとなっておりましたが、我が国水産加工業をめぐる情勢は、国際的な水産資源の管理の強化、周辺水域の資源状況の悪化に加え、近年の世界的な水産物需要の増大の影響を受け、特に欧米で人気の高い魚種の日本向け輸出が中国・EU等にシフトするなどにより、原材料の供給事情が従来に増して悪化しています。

さらに、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の被災地である東北地方太平洋沿岸は我が国最大の水産加工業地帯であり、特に津波により大多数の水産加工施設が全壊又は半壊となりました。既に各種の補助金や水産加工資金法に基づく融資等により水産加工施設を復旧・復興し操業を再開されている方もいらっしゃる一方で、これから水産加工施設を建て替えることを計画されている方も多くいらっしゃいます。

これらを踏まえ、引き続き、水産加工施設の改良等に必要な資金の貸付けを行う必要があることから、本法の有効期限を5年間延長し、「平成30年3月31日」までとしました。

### (2) 施行期日

施行期日は、公布日(平成25年3月30日)となっております。

## 3. 施行令の改正等の概要

今回の法律改正に合わせて水産加工資金法施行令の改正等を行いましたので、その概要を説明します。

### (1) 低未利用魚の有効利用の促進

我が国周辺の水産資源の状況が改善する見通しが立たない等、原材料の調達事情が早期に好転することは考えられない中、限られた漁獲物を余すことなく付加価値を高めて利用する取組が従来以上に必要になっています。

このような取組を促進するため、水産加工資金法に基づく融資の要件を拡大し、水産加工資金法施行令第1項に、未利用又は利用の程度が低い水産動植物を原材料とする食用水産加工品の製造又は加工のための施設の改良等を追加しました(改正後の水産加工資金法施行令第1項第3号)。

これに伴い、未利用又は利用の程度が低い水産動植物として以下の8魚種を、その主要な産地として以下の地域を、平成25年4月1日農林水産省告示第812号により指定しました。

対象魚種	対象地域
① えそ	愛媛県
② このしろ	千葉県及び熊本県
③ さめ	北海道、青森県、岩手県、宮城県、東京都、神奈川県、静岡県、三重県及び鹿児島県
④ しいら	高知県、長崎県及び熊本県
⑤ たちうお	和歌山県、愛媛県、長崎県及び大分県
⑥ とびうお	長崎県及び鹿児島県
⑦ にぎす	石川県
⑧ にしん	北海道

## (2) 従来の融資の対象魚種の見直し

従来の融資の対象魚種(平成20年4月1日農林水産省告示第539号参照)についても見直しを行い、新たに「たこ」を追加する一方、利用実績が乏しい「はたはた」、「かに」をはずしました(平成25年4月1日農林水産省告示第811号及び第813号)。

【参考：改正後の対象魚種】

あきさけ、あじ、いかなご、いわし、かつお、かれい、さば、さんま、すけとうだら、たい、ぶり、ほっけ、まぐろ、まだら、いか、たこ、かき、ほたてがい、海藻類

## (3) 施行期日

施行期日は、平成25年4月1日となっております。

# 水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律の概要

近年の水産加工業をめぐる厳しい状況に対応するため、水産加工業施設改良資金融通臨時措置法による長期低利融資措置の適用期限を5年間延長する。

## 1. 法律の概要

- ・水産加工業者による製造・加工施設の整備等に対し、(株)日本政策金融公庫から長期低利の資金を貸付け。
- ・水産加工業施設改良資金融通臨時措置法(昭和52年法律第93号)において、公庫の貸付業務の特例等を規定。
- ・本法は時限立法であり、これまで5年ずつ6回にわたり延長。

○本資金の貸付けを継続するため、法律の有効期限を5年間(平成30年3月31日まで)延長。

・貸付実績は堅調で、中小の水産加工業者の設備投資に効果。被災地の加工業者も積極的に活用。

## 2. 貸付対象・融資実績

### ○貸付対象となる事業

- ①食用水産加工品の製造・加工に係る新製品・新技術の研究開発又は利用のための施設の整備
- ②食用水産加工品の製造・加工に係る業務の共同化や合併、原材料・製品の転換等のための施設の整備
- ③非食用の水産加工品(飼料用の魚粉等)を製造・加工する施設の整備

○対象魚種 あじ、いわし、さば、さんま、すけとうだら、いか等(20種)  
※平成25年度から27種に拡大(たこ、さめ、たちうお、しいら等の追加)。

### ○融資実績

年度	H20	H21	H22	H23	H24
金額(億円)	21	43	41	43	68
件数(件)	23	38	25	29	32

※平成24年度は同年12月末現在の実績。震災関連の融資実績は、平成23年度が12件20億円、平成24年度が20件58億円。

## 4. 最後に

水産加工資金法の有効期限の延長は、衆議院・参議院ともに全会一致で可決・成立しました。また、一般の水産加工資金法施行令の改正等により、比較的漁獲量の少ない地域特産的な魚種の利用が可能となったことは、国会の審議においても高く評価されました。これらは、正に水産加工業者の方々へ水産加工資金法による融資をより一層利用していただきたいとの期待の現れであり、水産庁としても幅広く利用していただきたいと思っております。償還期間、金利等融資条件の詳細については、最寄りの(株)日本政策金融公庫の支店に遠慮なくお問い合わせください。

## 第16回ワシントン条約締約国会議の結果について 増殖推進部 漁場資源課

### 1. はじめに

2013年3月3日から14日までタイ王国のバンコクにおいて第16回ワシントン条約(CITES)締約国会議(CoP16)が開催されました。

ワシントン条約の正式名称は「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(CITES: Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora)」といい、絶滅のおそれのある野生動植物の国際取引の規制を輸出国と輸入国とが協力して実施することにより、採取・捕獲を抑制してその保護を図ることを目的としています。CITESには附属書Ⅰ(公海からの持ち込みを含む国際取引の禁止)、附属書Ⅱ(国際取引に輸出国当局の許可書が必要)、附属書Ⅲ(各国が必要に応じて掲載。掲載した国から当該種を輸出する場合は掲載国の許可書が必要)の3段階の規制があり、野生動植物の種の絶滅のおそれの程度に応じて各附属書に掲載し、国際取引の規制を行っています。

### 2. CoP16に至るまで

CoP16に向けて、2012年10月にEU及びメキシコ・チリが秘密投票の制限強化に関する提案を行い、米国、EU、南米諸国等がサメ類等(ヨゴレ、シュモクザメ類3種、ニシネズミザメ及びオニイトマキエイ(マンタ)類)の海産種の附属書Ⅱ掲載提案を行いました。

秘密投票とは、各締約国の投票態度を明らかにしないで投票を行う制度で、現行の規則では、11カ国(提案国+10カ国の支持)の賛成で秘密投票が実施できます。今回、EUがこれを単純過半数に(150カ国が投票する場合76カ国が必要)、メキシコ・チリはこれを3分の1に(同51カ国が必要)増やすことを提案していました。ワシントン条約では、他の国際会議と比べて投票が行われることが多く、投票に当たっては、特に政治的、経済的に力の弱い発展途上国に対し、先進国やNGOから圧力がかけられることが少なくありません。このため、我が国は、秘密投票は、各締約国がこのような圧力を受けることなく、自らの判断に基づいて意思決定を行うために不可欠な制度であるとして、この制限強化に反対の立場を取りました。

海産種の附属書掲載提案については、我が国は、漁業対象資源は、科学的根拠に基づき、地域漁業管理機関等により適切に管理していくべきであるとして、これら提案に反対の立場を取りました。

これらの提案の採択を回避すべく、外交ルートを通じた全CITES加盟国(178カ国)への働きかけを行い、我が国の考え方への理解を求めました。また、閣僚級を含む様々なレベルの会談や国際会議等あらゆる機会を通じて、また、カリブ、中南米、アフリカ、中近東、東南アジアに幹部等を派遣して、直接働きかけを行ってきました。

### 3. 結果概要

会議期間中も現地バンコクでは、我が国代表団は各国との会談等を通じて、我が国の立場への支持を求めて働きかけを行いました。

その結果、秘密投票の制限強化に関する提案については、全ての修正提案が投票で否決され、我が国の主張どおり、現行の手続規則が維持されることになりました。

一方で、サメ類等の海産種の附属書掲載提案はいずれも投票で可決(附属書掲載提案の採択には出席かつ投票国の3分の2以上の賛成で可決)され、附属書Ⅱへの新規掲載が決定しました。





ヨゴレ

出展: <http://www.pewenvironment.org/news-room/fact-sheets/cites-2013-oceanic-whitetip-shark-85899426391>



ニシネズミザメ

出展: <http://www.pewenvironment.org/news-room/fact-sheets/cites-2013-porbeagle-shark-85899426386>



アカシュモクザメ

出展: [http://www.cites.org/eng/news/pr/2013/20130314\\_cop16.php](http://www.cites.org/eng/news/pr/2013/20130314_cop16.php)



オニトマキエイ

出展: [http://www.cites.org/eng/news/pr/2013/20130314\\_cop16.php](http://www.cites.org/eng/news/pr/2013/20130314_cop16.php)

## 第16回ワシントン条約締約国会議 主な議題（水産関係）の採決結果

(1) 秘密投票の使用を制限する手続規則の改正提案  
 ※現状の規則では、秘密投票の使用には、1カ国が提案し、10カ国の支持が必要。

※以下の投票はすべて秘密投票で実施された。

- ① 手続規則の改正要件（過半数で票決）  
 ・過半数の賛成があれば改正できるとする議長の裁定に対し、改正には3分の2以上の賛成が必要とする日本意見への投票  
 3月6日 本会議  
**【可決】** ○ 賛成：71票（賛成票割合 55.9%）  
 （日本は賛成） 反対：56票 棄権：3票
- ② 秘密投票の使用を制限する提案（3分の2以上の賛成で改正）  
 ・コロンビア修正提案  
 （秘密投票の使用には、1カ国が提案し、40カ国の支持が必要とする提案）  
 3月6日 本会議  
**【否決】** ○ 賛成：67票（賛成票割合 52.8%）  
 （日本は反対） 反対：60票 棄権：4票
- ・デンマーク（EUを代表）提案  
 （同1カ国が提案し、2分の1の国の支持が必要とする提案）  
 3月6日 本会議  
**【否決】** ○ 賛成：62票（賛成票割合 50.0%）  
 （日本は反対） 反対：62票 棄権：5票
- ・米国修正提案  
 （同1カ国が提案し、25カ国の支持が必要とする提案）  
 3月6日 本会議  
**【否決】** ○ 賛成：41票（賛成票割合 31.1%）  
 （日本は反対） 反対：91票 棄権：1票
- ・メキシコ、チリ提案  
 （同1カ国が提案し、3分の1の国の支持が必要とする提案）  
 3月6日 本会議  
**【否決】** ○ 賛成：66票（賛成票割合 50.8%）  
 （日本は反対） 反対：64票 棄権：2票  
 （「秘密投票の使用に関する投票に秘密投票は使用しない」とする提案）  
 3月6日 本会議  
**【否決】** ○ 賛成：67票（賛成票割合 57.3%）  
 （日本は反対） 反対：50票 棄権：11票

(2) 附属書Ⅱ掲載提案  
 ※附属書掲載のためには、出席し、投票した国（棄権は含まない）の3分の2以上の賛成が必要。

※以下の投票はすべて秘密投票で実施された。

- ① ヨゴレ（ブラジル、コロンビア、米国提案）  
 3月11日 第1委員会  
**【可決】** ● 賛成：92票（賛成票割合 68.7%）  
 （日本は反対） 反対：42票 棄権：8票  
 3月14日 本会議 **【委員会の結果をそのまま了承】**
- ② シュモクザメ類（アカシュモクザメ、ヒラシュモクザメ、シロシュモクザメ）（ブラジル、コスタリカ、ホンジュラス提案）  
 3月11日 第1委員会  
**【可決】** ● 賛成：91票（賛成票割合 70.0%）  
 （日本は反対） 反対：39票 棄権：8票  
 3月14日 本会議 **【委員会の結果をそのまま了承】**
- ③ ニシネズミザメ（デンマーク（EUを代表）、ブラジル、コモロ、コスタリカ、エジプト提案）  
 3月11日 第1委員会  
**【可決】** ● 賛成：93票（賛成票割合 70.5%）  
 （日本は反対） 反対：39票 棄権：8票  
 3月14日 本会議 **【委員会の結果をそのまま了承】**
- ④ オニトマキエイ類（ブラジル、コロンビア、エクアドル提案）  
 3月11日 第1委員会  
**【可決】** ● 賛成：96票（賛成票割合 80.7%）  
 （日本は反対） 反対：23票 棄権：7票  
 3月14日 本会議 **【委員会の結果をそのまま了承】**

## 会議を終えて ～今後の水産庁の方針～

近年、ワシントン条約締約国会議における漁業資源の附属書掲載提案が相次いでいます。ワシントン条約の附属書に掲載されれば、その種の保全が促進されると考える方もいらっしゃるかもしれませんが、水産種の場合は必ずしもそうではありません。特に加工品の取引においては種の判別が困難であることから、実施面において大きな混乱を来すおそれがあります。また、特に管理能力が十分ではない発展途上国においては、附属書の掲載によって価格が高騰することでかえって違法操業や密貿易を誘発し、管理やモニタリングが一層困難となるおそれがあります。実際に、フィリピンのタツノオトシゴ（附属書Ⅱ）掲載について、このような問題が起こっていることを、国連食糧農業機関（FAO）が報告しています。そして、ワシントン条約の附属書は、一旦掲載されると削除することが困難であり、また、資源状態にかかわらず全世界一律に規制がかかるため、水産資源の持続的利用を阻害しかねません。

我が国は、漁業管理機関において、今回掲載が決まった種を含むサメ類の保存管理措置を提案するなど、漁業管理のために努力してきたところであり、附属書掲載提案が可決されたことは残念でした。今回附属書掲載が決定したサメ類等は、我が国の主要な漁獲対象ではなく、混獲により漁獲されるものであるため、我が国への直接的影響は大きくありませんが、今後、他の漁業資源がワシントン条約で扱われないよう、関係国等と連携しつつ、水産資源の適切な保存管理に積極的に取り組むとともに、我が国の主張について、粘り強く理解の浸透を図っていくこととしております。



CITES・COP16開会式の様子

回遊魚

## 森と川と海

農林水産省に勤めて二十数年。この間、農業関係よりも、林野・水産関係に携わることが多かったです。特に林野庁では、本庁だけでなく国有林の現場でも仕事をさせていただきました。

平成17年には中越森林管理署（新潟県六日町。現在の南魚沼市）に赴任しました。豪雪地帯の上越国境の山々が管轄であり、苗場、奥只見など国有林を活用したスキー場も多くあります。夏は山歩き、冬はスキーの機会に恵まれましたが、一方で7.13豪雨、中越地震、平成19年豪雪と災害続きでもあり、気の抜けない二年間でありました。

そんな国有林の業務の中でも、水産に関わりのあることがありました。国有林内に「鮭と鮎の森」を設定しており、漁業関係者が植樹・育林を行っていたのです。

漁業者による植林活動としては、北海道襟裳岬での植林や、気仙沼湾大川流域での「森は海の恋人」の活動などがよく知られています。それらに比べればささやかな取り組みではありましたが、森、川、海と個別にではなく、流域として総合的に捉えることが各地に定着してきた現れでもあると思います。

森が豊かになれば、雨が降るたびに森林土壌の養分が川を通じて海に供給され、海域も豊かになるでしょう。今年は全国漁業協同組合連合会の創立60周年でもありますが、その記念行事として熊本県で「漁民の森」植樹活動も行われるとのこと。長い期間を要することになるでしょうが、各流域のこのような取り組みにより、我が国の森林と漁業がともに再生することを期待しています。



漁政部  
水産経営課長  
さいとう のぶお  
斎藤 伸郎

発表年月日	発表事項名	担当課
H25.3.4	「平成 24 年度 第 2 回 水産関係公共事業に関する事業評価技術検討会」の開催及び一般傍聴について	計画課
H25.3.8	「水産政策審議会 第 44 回 企画部会」の開催及び一般傍聴について	企画課
H25.3.8	「日ロさけ・ます漁業交渉」の開催について	国際課
H25.3.11	「第 2 回 養殖業のあり方検討会」の開催及び一般傍聴について	栽培養殖課
H25.3.12	韓国はえ縄漁船の拿捕について	管理課
H25.3.14	「ワシントン条約 (CITES) 第 16 回締約国会議」の結果について	漁場資源課
H25.3.15	第 3 回「水門・陸間等の効果的な管理運用検討委員会」の開催について	防災漁村課
H25.3.15	「日ロさけ・ます漁業交渉」の結果について	国際課
H25.3.18	中国底びき網漁船の拿捕について	管理課
H25.3.22	平成 24 年度 太平洋いわし類長期漁海況予報	漁場資源課
H25.3.22	平成 24 年度 第 2 回 対馬暖流系マアジ・さば類・いわし類長期漁海況予報	漁場資源課
H25.3.29	平成 24 年における国内のクロマグロ養殖実績について (速報値)	栽培養殖課 漁業調整課

## 編集後記 “窓辺のカーテン”

霞が関では、周辺の木々の新緑が鮮やかになってきて、心地良い季節となっております。

今月号の表紙を飾ったのは、全国蒲鉾水産加工業協同組合連合会主催の全国蒲鉾品評会の様子です。水産練り製品の品質、製造技術の向上を図るために開催している同品評会も、今回で 65 回を数え、展示会場では多くの来場者で賑わっておりました。

「漁政の窓」では、皆様に水産庁施策についてわかりやすくお伝えできるよう努めていきますので、どうぞ宜しくお願いいたします。

ご意見やご質問がありましたら、以下にお願いいたします。

水産庁施策情報誌 **漁政の窓**

編集・発行 水産庁漁政部漁政課広報班

〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1 合同庁舎1号館8階

代表 03-3502-8111 (内線6505)

URL <http://www.jfa.maff.go.jp/>

ご意見 ご質問はこちらへ ➡ URL <http://www.maff.go.jp/j/apply/recp/index.html>